白河駅と棚倉町を結ぶ「白棚線」沿線の見どころを2回に分けて紹 介します。今月号では、関辺地域と表郷番沢地域を案内します。

バス停から離れていますが、木々の緑が深くなり、さわやかな季節 にハイキングとしてちょうど良いコースです。

なお、詳しい情報は、市ホームページでご覧いただけます。

7月第1日曜日、八幡神社 境内で五穀豊穣を祈って踊り ます。「さんじもさ」は「山神 さまよ」が訛ったものと伝え られています。



廃寺となった教王院境内に あり、寺院が建立された時植 栽されたと伝えられ、幹が途 中から5本に分岐する様は勇 壮です。市指定天然記念物。









VOL3



◎硯石磨崖三十三観音

自然石の岩肌に刻まれた美 しい観音像です。ほぼ中央部 に阿弥陀三尊の来迎像もあり、 どちらも江戸時代中期のもの と推定されています。



和泉式部庵跡と化粧の井

石川郡生まれの平安時代の 歌人和泉式部が父を見舞うた めに帰郷の途につき、この地 留まったと伝えられています。



徒歩25分 ◎峰全院の山藤

白河の魅力再発見!!

本庁舎企画政策課

☎221111 内2327

「白棚線(1)

老杉の全樹を覆っている藤 で、樹齢250年(推定)で根 廻り2.5mです。老杉の樹高は 徒歩15分。で戦乱に巻き込まれ、ここに _{徒歩15分}。25m、樹齢300年と推定され ています。市指定天然記念物。

毎年6月は「環境月間」です

■6月5日は何の日?

皆さんは、「6月5日」が何 の日かご存じですか。正解は、 「環境の日」です。これは、 平成5年に施行された「環境 基本法 で定められたもので す。

ではなぜ、この日が選ばれたのでしょう。これは今 から38年前、1972年の6月5日にスウェーデンの首 都ストックホルムで「国連人間環境会議」が開催され たことを記念したものです。この会議は「ストックホ ルム会議 とも呼ばれ、国連が地球規模の環境問題に ついて取り組んだ初めての会議として知られています。 国連では6月5日を「世界環境デー」に定めており、 この日は日本だけでなく、全世界の人々が環境につい て考える日です。

■環境月間って何?

昭和48年から平成2年までの間、当時の環境庁が6

月5日を初日とする1週間を「環境週間」と定めてい ました。平成3年から6月の1か月が「環境月間」と 定められ、現在の環境省の主導により、全国で様々な 行事が行われています。

皆さんも改めてご自身の生活習慣や身の回りの自然 に目を向け、環境を大切にすることを考えてはいかが でしょうか。



働本庁舎生活環境課☎②1111 内2167 各庁舎市民福祉課 表郷☎32113 大信☎463974 東☎342113

平成22年7月診療分から、小学6年生まで(出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの 方)の外来・入院時の医療費(保険診療分一部負担金)を助成します。

社会保険等に加入されている方が助成を利用するには、こども医療費の受給資格登録申請が必要です。登 録後、「こども医療費受給資格者証」を発行します。

なお、国民健康保険被保険者に加入の方、乳幼児・小学生医療費受給が登録になっている方については、 こども医療費の受給資格登録申請は必要ありません。国民健康保険に加入の方には、6月下旬に、小学校6 年生まで医療費の一部負担金が0割と記載した国民健康保険被保険者証を、乳幼児・小学生医療費受給資格 が登録になっている方には「こども医療費受給資格者証」を、それぞれお送りします。

医療費の助成方法

7月以降の小学校6年生までの医療費の助成方 法は、加入している健康保険によって、次のとお りとなります。

現物給付

●国民健康保険に加入されている方

医療機関等の窓口で国民健康保険被保険者証 を提示してください。

県内の医療機関で医療費(保険診療分)の自 己負担はありません。

●社会保険等に加入されている方

医療機関等の窓口で社会保険等の「被保険者 証」及び「こども医療費受給資格者証」を提示

本市及び西白河郡内の医療機関等で医療費 (保険診療分一部負担金) が月額21,000円未満 の場合は、窓口での医療費(保険診療分)の自 己負担はありません。

償還払い

●国民健康保険に加入されている方

- ・県外でかかった医療費(保険診療分)について は、国保年金課へ申請してください。
- ・県内外問わず入院時の食事代負担額は、本庁舎 こども課へ申請してください。

●社会保険等に加入されている方

医療費の保険診療分一部負担金が、月額 21,000円以上の場合または、受診した医療機関 が、本市及び西白河郡以外の場合には償還払い (立替払い) で、後日、口座振込みにより助成 を受けることができますので、「こども医療費助 成申請書」を提出してください。

なお、ご加入の健康保険等から高額療養費や 付加給付金が支給される場合は、これらを差し 引いた金額が助成の対象となりますので、申請 の際は支給金額の分かる書類 (支給決定通知書等) を添えて、提出してください。

受給資格登録申請の方法

「こども医療費受給資格登録申請書」を本庁舎 こども課又は各庁舎教育振興課、行政センター へ提出してください。

●添付書類

- ①被保険者証の写し(お子さん)
- ②金融機関通帳の写し(※保護者)
- ③付加給付証明(加入保険が全国健康保険協会 (協会けんぽ)以外の方は、申請書の付加給 付欄に証明が必要です) ④印鑑(申請書に捺印)
- ※「保護者」とは通常、お子さんの被保険者証 に記載してある「被保険者」(父母)になります。 その他の場合(被保険者が市外居住の場合等) 注意事項

就学前のお子さんの申請で、平成22年1月現 在で、保護者の住所が本市になかった場合は、当 時の住所地で平成22年度の所得課税証明書を取 得し、添付してください。

■問い合わせ先

本庁舎こども課 内2732 各庁舎教育振興課 表郷204782 大信403975 東343146